

本庄市建設工事情報共有システム試行要領

令和7年2月25日

市長決裁

(目的)

第1条 本要領は、本庄市が発注する建設工事（営繕工事を除く。）において、情報共有システムを試行するに当たり必要な事項を定め、工事施工中における受発注者間の業務の効率化を図ることを目的とするものである。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語を以下の各号のとおり定める。

(1) 情報共有システム

公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(2) 受注者

発注者と情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。なお、主任技術者等の関係者も情報の共有が可能である。

(3) 発注者

受注者と情報を相互に交換する立場にある監督職員を主に指す。なお、検査職員及び工事主管課の関係者も各種情報の共有が可能である。

(4) 帳票

本要領における帳票とは、本庄市建設工事監督要綱で規定する「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「報告」、「通知」、「確認」等の行為に必要な工事現場協議書及びその添付資料のことをいう。

なお、情報共有システムによる工事現場協議書等の発議・提出・受理などの処理を行うことで、紙への「署名・押印」と同等の処理を行うことが可能であることから、情報共有システムで処理した工事現場協議書等も「書面」として認められる。紙と同等の原本性を担保するため、工事施工中においては工事現場協議書等の変更履歴を記録し、工事完成後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の「署名・押印」と同等の記録が各工事現場協議書等に記録されている必要がある。

(5) LGWAN-ASP

ASP（アプリケーションサービスプロバイダ）とは、インターネットを介してソフトウェアを提供する事業者のことをいい、「LGWAN（総合行政ネットワーク）」という通信の安定性及びセキュリティが確保されたネットワークを介してのASPをいう。

(6) 遠隔臨場

本要領における遠隔臨場とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」、「立会」、「協議等」及び「検査」を行うことをいう。

(情報共有システムの対象)

第3条 対象とする工事は、原則として発注者が指定する建設工事（営繕工事を除く。）又は受注者が希望する建設工事（営繕工事を除く。）とし、別紙記載例を参考に特記仕様書に明示する。

2 情報共有システム利用によって業務効率化が見込めないものは、受発注者間の協議のうえ、対象外とすることができる。この場合は、対象外とした理由を工事現場協議書で報告すること。

3 本要領は、雑草刈払業務、施設点検業務等の土木施設維持管理業務委託に適用することができる。

4 第2項の規定においても、電子メール等を活用した情報共有を妨げるものではなく、第4条、第7条に規定する電子データによるやり取り、納品を積極的に行うものとする。ただし、建設工事（営繕工事を除く。）において、電子メール等、情報共有システムを利用しない場合は情報共有システムの利用実績としない。

(対象とする帳票)

第4条 情報共有システムで対象とする帳票は、別紙1「情報共有システム試行対象書類一覧表（土木工事等）」を参考に受発注者間の協議により決定すること。

2 工事現場協議書については、「工事打合せ簿」等に兼ねることができるものとする。

(対象とする帳票の回議・承諾)

第5条 対象とする帳票の回議・承諾は、情報共有システム上で行うことを原則とする。

2 情報共有システムは、最終版の書類を登録するものではなく、コメント機能等を活用することで、回議・承諾しながら受発注者間で確認や書類修正が可能となるので、これら機能を積極的に活用すること。

(検査)

第6条 情報共有システムで処理した帳票等は、電子データを利用した検査（電子検査）を原則とするが、実施に当たっては、別紙1「情報共有システム試行対象書類一覧表（土木工事等）」を参考に受発注者間の協議により決定すること。

2 検査に当たっては、「埼玉県建設工事遠隔検査試行要領」に基づく遠隔検査

を活用することができる。

(検査後の帳票等の納品)

第7条 情報共有システムで処理を行った帳票一式は、工事完成時に電子媒体(CD-R等)で納品するとともに、受注者は検査日の翌月まで、情報共有システムで帳票のダウンロードが可能な状態にしておくものとする。

(情報共有システムの選定)

第8条 本要領において使用できる情報共有システムは、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 「L G W A N - A S P」の使用を原則とするもの

(2) 国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev 5. 5)」を満たすもの(国土交通省Webページ「情報共有システム提供者における機能要件(工事Rev 5. 5)対応状況一覧表」参照)

(3) 第4条で定めた帳票について、埼玉県建設工事標準請負契約約款、埼玉県土木工事共通仕様書及び埼玉県土木工事監督要綱等に基づく様式に対応可能なもの(対象様式は、別紙1「情報共有システム試行対象書類一覧表(土木工事等)」参照)。ただし、様式の条番号、様式番号及び注意書きの内容又は有無、フォントの差異、罫線の種類については問わない。

(4) L a n d X M L、I F C、S F C形式を表示する機能を有するもの(変換表示可)

(5) 工事検査日の翌月まで、情報共有システムで帳票のダウンロードが可能なもの

(6) システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なもの

2 使用する情報共有システムの選定に当たっては、前項の規定に基づき、受発注者間で協議し、決定するものとする。なお、本協議に基づいて情報共有システムを利用する場合は、情報共有システムを用いて報告すること。

(情報共有システム利用に係る経費)

第9条 情報共有システムの利用に係る経費(登録料及び使用料)は、共通仮設費(技術管理費)の率計上分に含まれる。

(遠隔臨場)

第10条 遠隔臨場の対象工事は、当面、受注者が希望する建設工事(営繕工事を除く。)とし、情報共有システム等を活用して遠隔臨場を行うことを原則とする。なお、遠隔臨場の内容及び方法については、受発注者で協議し、定めるものとする。

2 遠隔臨場の利用に係る経費は、受発注者で協議し、定めるものとする。

(セキュリティ関係)

第11条 受発注者は、情報漏洩防止の観点からID・パスワードの管理の徹底、

ウイルス対策の徹底、個人情報等機密情報の管理徹底、工事関係データの管理徹底（定期的なバックアップなど）等、情報セキュリティに関する基準、法令を遵守すること。

（その他）

第12条 本要領に定めがない事項に関しては、「土木工事・業務等の情報共有システムの活用ガイドライン」（国土交通省）、「埼玉県土木工事書類スリム化ガイドライン」（埼玉県県土整備部建設管理課）を準用するほか、受発注者間の協議により定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日以降に公告又は通知を行う工事から適用する。
- 2 この要領の適用日以前に公告又は通知を行った工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用できる。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（参考）特記仕様書の記載例

（情報共有システム対象工事）	
第〇〇条	本工事は、受発注者間で情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム運用の対象工事である。情報共有システム利用によって業務効率化が見込めないものは、受発注者間の協議のうえ対象外とすることができる。
2	工事の実施に当たっては、「本庄市建設工事情報共有システム試行要領」に基づくものとする。

（参考）公告文の記載例

記載欄	記載内容
1 入札対象工事 （ ）その他	本工事は、公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム（情報共有システム）を活用する工事である。